

令和3年第8回（12月）佐渡市議会定例会会議録（第7号）

令和3年12月21日（火曜日）

議事日程（第7号）

令和3年12月21日（火）午後1時30分開議

第1（総務文教常任委員会付託案件）

議案第123号、議案第124号、議案第129号から議案第131号まで、議案第135号から議案第137号まで、陳情第4号、陳情第6号、陳情第7号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第125号、議案第127号、議案第128号、議案第132号、議案第133号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第126号、請願第2号

第2 発議案第10号

第3 議案第139号

第4 議案第140号

第5 議案第141号

第6 議案第142号

第7 議案第143号

第8 議案第144号

第9 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

1番	平田和太龍君	2番	山本健二君
3番	林純一君	4番	佐藤定君
5番	中川健二君	6番	後藤勇典君
7番	北啓君	8番	室岡啓史君
9番	広瀬大海君	10番	上杉育子君
11番	稲辺茂樹君	12番	山田伸之君
13番	荒井眞理君	15番	山本卓君
16番	金田淳一君	17番	中村良夫君
18番	中川直美君	19番	近藤和義君
20番	坂下善英君	21番	佐藤孝君

欠席議員（1名）

14番 駒形信雄君

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	渡辺竜五君	副市長	伊貝秀一君
教育長	新発田靖君	総合政策監	日坂仁君
総務課長 (兼選挙委員会 管理事務局長)	中川宏君	企画課長	猪股雄司君
財政課長	平山栄祐君	市民生活課長	磯部伸浩君
社会福祉課長	知本政則君	子ども若者課長	市橋法子君
高齢福祉課長	吉川明君	環境対策課長	粕谷直毅君
世界遺産推進課長	下谷徹君	地域振興課長	岩崎洋昭君
交通政策課長	十二毅志君	農林水産課長	本間賢一郎君
農業政策課長	中川克典君	観光振興課長	中川裕二君
建設課長	清水正人君	上下水道課長	宮城徹君
教育総務課長	坂田和三君	学校教育課長	森和人君
社会教育課長	市橋秀紀君	消防課長	羽二生正博君
両津病院 管理部長	伊藤浩二君		

事務局職員出席者

事務局長	山本雅明君	庶務係長	松塚洋樹君
議事調査係	数馬慎司君	議事調査係	余湖巳和寿君

午後 1時30分 開議

○議長（佐藤 孝君） ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第123号、議案第124号、議案第129号から議案第131号まで、議案第135号から議案第137号まで、陳情第4号、陳情第6号、陳情第7号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第125号、議案第127号、議案第128号、議案第132号、議案第133号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第126号、請願第2号

○議長（佐藤 孝君） 日程第1、各常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

まず、総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、金田淳一君。

〔総務文教常任委員長 金田淳一君登壇〕

○総務文教常任委員長（金田淳一君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第123号 佐渡市行政組織条例の制定について。本案は、令和4年度以降における市の組織体制について、持続可能な社会に対応し、安定的かつ継続的に行政運営ができる体制を整備するとともに、政策を立案し、速やかに実行することができる組織とすることから、現在の課制を部制に改編するため、条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。市行政組織は、過去2度にわたり部制を導入したことがあるが、いずれも課制に戻した経緯がある。それらの反省点を教訓にして、同じ轍を踏むことのなきよう努めること。特に部長職への負担集中が懸念されるため、各役職の職務分担を明確にした上で働き方改革を意識して業務を遂行されたい。なお、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進及びジェンダー平等の実現を意識して行政運営に努めることを強く求める。また、教育行政組織は規則で定めるものであるが、議会への説明がなく、教育委員会内での協議が不十分であったことは誠に遺憾である。今後は、教育委員会の独立性を自覚し努力されたい。

議案第124号 佐渡市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、職員が職務遂行中の過失による事故または通勤途上の過失による交通事故により禁錮以上の刑となった場合に、その刑の執行が猶予され、情状を考慮して必要があると認めるときは失職としないことができるようにするため、佐渡市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正するも

のであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第129号 佐渡市総合計画基本構想の策定について。本案は、将来にあるべき佐渡の姿と長期的な展望を市民と共有し、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、佐渡市総合計画基本構想の策定について議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。本計画について、来年1月以降にパブリックコメント及び5回の市民意見交換会が予定されているが、分かりやすい説明と市民からの十分な意見聴取に努めること。また、総合計画につながる各種計画が多過ぎることから、企画課への業務集中が懸念される。今後は、それぞれの計画等の必要性を十分に考慮した上で取捨選択も含めて業務を遂行されたい。

議案第130号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更について。本案は、令和4年3月31日限りで阿賀北広域組合が新潟県市町村総合事務組合から脱退し、令和4年4月1日から加茂市及び加茂市・田上町消防衛生保育組合が共同処理する事務に加入することに伴い、新潟県市町村総合事務組合規約を変更することについて議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第131号 令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第11号）について。本案は、令和3年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ2,923万7,000円を追加するものであります。主な内容は、新型コロナウイルス感染症対策として感染防止への対応に要する経費を計上するほか、病院事業会計費、佐渡ふるさと島づくり寄附金事業の増額、令和3年度災害復旧支援資金等利子等補助金、公共工事の平準化等に係る債務負担行為を設定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、各常任委員会で付した意見は次のとおりであります。

意見。1、総務文教常任委員会。（1）、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、総務一般経費について。本予算は、デジタル改革関連法の成立により、個人情報保護制度の見直しに伴う例規整備の外部への業務委託のうち、今年度中の執行分に係るものである。超スマート社会の到来を見据え、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進を図るべきであるが、個人情報の漏えいは決して許されない。よって、新たな個人情報保護制度への移行に当たっては十分に留意し、事業実施に努めること。

（2）、2款総務費、1項総務管理費、10目姉妹都市等交流費、姉妹都市等交流事業について。本事業は、本市と姉妹都市である埼玉県入間市及び東京都国分寺市等との交流事業に関する予算である。コロナ禍の中、対面による事業の中止は理解するが、インターネット等の情報発信ツールも活用しながら姉妹都市等の交流推進に努めること。また、年度途中で所管課が地域振興課から総務課に変更となっていることは、正当な事業実施の観点から見て遺憾である。組織変更に当たり、所掌事務の精査を徹底することを強く求める。

2、市民厚生常任委員会。4款衛生費、1項保健衛生費、5目健康保養センター費、温泉利用促進事業について。無償貸付入浴施設経営継続緊急支援補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響により運営の継続が危機的な状況にある施設に対し、入浴施設の継続の観点から令和3年度決算で見込まれる赤字額の4分の3を支援するものである。各施設においては、コロナ禍の状況で経営が厳しいことは理解するが、

今後は温泉利用健康増進事業等を十分に活用し、さらなる営業努力により経営改善を図られ、市民の健康増進に大きく貢献されることを望む。また、市はこのような入浴施設運営の現状を鑑み、市としての温泉の在り方の方針を今年度中にも示すべきである。

議案第135号 佐渡市防災拠点庁舎建設（建築）工事請負契約の締結について。議案第136号 佐渡市防災拠点庁舎建設（電気設備）工事請負契約の締結について。議案第137号 佐渡市防災拠点庁舎建設（機械設備）工事請負契約の締結について。以上3議案は、佐渡市防災拠点庁舎建設工事について、令和3年12月9日に執行した入札の落札者とそれぞれ請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

陳情第4号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情。本陳情は、2019年2月に沖縄県による辺野古新基地建設に伴う埋立ての賛否を問う住民投票において、投票総数の7割以上が反対の意思を示したにもかかわらず工事は強行されたことから、民意に反する沖縄県内への新たな基地建設に係る工事は中止すべきであり、さらには沖縄戦の戦没者の遺骨が残る土砂を埋立て工事に使用することは戦没者の尊厳を損なうものであり、認めるべきではないこと。また、安全保障の議論は日本全体の問題であり、普天間基地の代替施設が国内に必要か否かは国民的議論によって決すべきであり、最終的には国が責任を負う法整備等の仕組みの中で行うべきであるとして、沖縄以外でも一地域への一方的な押しつけとならないよう、公正かつ民主的な手続によって決定するべきとする意見書を政府に提出することを求めるものであります。審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものとして決定しました。

陳情第6号 佐渡市消防本部の消防法違反についての陳情。本陳情は、市の消防本部が夜間防火広報活動として平常時に鎮火信号を定期的に鳴らして市内を車で回っていることが消防法に違反するという主張により、早急中止することを求めるものであります。審査において、消防法第18条第2項に定められている「何人も、みだりに総務省令で定める消防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない」の「みだりに」とは正当な理由なくしての意味であり、防火広報のために消防車両で鐘を鳴らす行為は消防法第18条には抵触しないと認識した。また、総務省消防庁に照会したところ、問題ない旨の回答を受けているとの説明があった。加えて、新潟県内19の消防組織のうち12組織において、本市同様の防火広報のための活動が実施されているとのことである。よって、火災が頻発している現状において、防火広報に関する諸活動は必要不可欠なものであると判断する。審査の結果、不採択とすべきものとして決定しました。

陳情第7号 スケートボード練習場の設置を求める陳情。本陳情は、本年に開催された東京オリンピックでの日本代表選手の活躍により、スケートボードの人气がさらに高まり、愛好者が増え続ける中で、市内にはスケートボードの練習場がないことから、次の事項について対応を求めるものであります。陳情事項。1、子供から大人までが自由に伸び伸びとスケートボードを練習できる場所をつくること。2、夜学や仕事をしながら練習をしている人も多いことから、夜間も練習できる環境に配慮すること。審査の結果、願意は妥当なものとして趣旨採択すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 以上で総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第123号 佐渡市行政組織条例の制定についてに関する委員長質疑に入ります。

林純一君の質疑を許します。

林純一君。

○3番（林 純一君） それでは、お聞きいたします。

先ほどの報告にもございましたけれども、部長職への負担集中懸念について意見が付されておりますけれども、特に国との折衝に関しては難易度が相当高いのではないかという外部の方の意見も私は聞いております。その点については、具体的にどのような議論と審査が行われたのか、ご説明をお願いいたします。

○議長（佐藤 孝君） 金田総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（金田淳一君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、組織再編に関してですが、9月定例会中の委員会において部制による組織素案が示されまして、10月から11月にかけて閉会中の審査で協議を重ねまして、今定例会に上程されたものであります。ご指摘の部長職への負担集中懸念に関してですが、過去の部制において平成18年度は教育委員会の部分を除いて5つの部、平成29年度のときは6つの部となっており、所掌範囲が広く、部長は内容を掌握することが困難であったとの説明を受けています。今回は8つの部となり、かなり負担が軽減されるとの説明ですし、国官庁などとの折衝については現在も市長などと同行し、対応を重ねています。今まで行われていなかったことであり、難易度が高いというご意見は当然のことと思いますが、継続することにより成果が現れてくるものというふうに思いますし、新たなプロジェクト等には市長のリーダーシップによるところが大きいと思いますが、継続的な協議や意見交換などを経て各自情報収集などを行い、予算獲得につながるよう進めたいという説明がありました。また、課長等は現場の責任者として政策を実行することに専念することにより、部長がほかの部署との連携と調整役を務めることとなります。よって、課長も負担軽減となり、組織運営は円滑になるものと思われまます。そこで、報告書には職務分担を明確にせよというふうに意見を付したものであります。

1回目の答弁は以上とさせていただきます。

○議長（佐藤 孝君） 林純一君。

○3番（林 純一君） 大変よく分かりました。私も別にこれは反対だという意味で申し上げているのではなくて、いろいろな公務員のOB、経験者の方にも意見を求めたときに、私個人的にヒアリングをしたときにそういうご指摘があったので、あえて聞かせていただいたところでございます。初めての部分も多いと思いますので、多分取り組まれる場合には相当な精神的なプレッシャーもかかるのではないかとこのことを懸念しておられる同僚議員もおりましたけれども、その点については何か議論、審査をされたのでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 金田総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（金田淳一君） 精神的なところというところまでは踏み込んでおりませんが、部長の成り手が本当にいるのかというふうな議論はありました。部長の育成については市長の業務であるということが本会議の市長の発言にもありましたし、組織として部長を育てていく、あるいは係長、課長のときから育てていく、そういう形が必要なのだろうというふうなことも審査でありましたし、若手職員の経験を増やすということも市長は述べております。以上、その形で委員会としては誰が市長になってもきちんと行政運営ができる形にならなければ駄目だなという委員会の委員の発言もあったということでござい

ます。そういうふうな考え方に立っております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 林純一君。

○3番（林 純一君） それも大変よく分かりました。新しいことに取り組む場合は、まずチャレンジすることが大切だと思いますし、来年の今頃、ぜひその成果について非常に成果があった、こんな新しいことができたというご報告がいただけるものというふうに期待をして、私の質疑を終わります。

○議長（佐藤 孝君） 次に、荒井眞理さんの質疑を許します。

荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 同じく議案第123号についての質疑をいたします。

この議案は、組織改正に係る条例の案件ですが、その前段に佐渡市教育委員会が協議を十分にしていなかったことで、急遽臨時に佐渡市教育委員会が開催されることになったと新聞報道されました。そして、その臨時の佐渡市教育委員会に出席されるために、残念ながら教育長や教育総務課長は本会議を欠席せざるを得ない、そのぐらいばたばたの状況だったと思います。一体何が問題でそのようになってしまったのか、本来どのようにあるべきだったと総務文教常任委員会では審査されたのでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 金田総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（金田淳一君） 簡単に説明をさせていただきます。

荒井議員ご承知と思いますが、今回提案されている佐渡市行政組織条例のところには教育委員会の部分はありません。しかし、従来から議会側からは支所、行政サービスセンター長が教育事務所長を兼務するのはおかしいのではないかと指摘がありました。また、閉会中審査における総務課からの説明では、部長職に当たる教育次長の設置や教育事務所長の兼務を解消することと複数の教育事務所設置及び教育事務所長の配置方針も示されていました。しかしながら、今定例会の説明に教育委員会事務局組織の規則改正案が示されず、また教育委員会の会議の中で組織について議題を設定しての協議をしていなかったことが確認できたため、総務文教常任委員会としてはその対応の協議を求めたものであります。行政組織と教育委員会組織は当然別の組織ですから、それぞれが責任を持って説明をするべきだというふうに思います。そして、自分のところだけではなくて、ほかの状況も確認する努力がお互い必要であったのではなかったのかなというふうに私たちの委員会では考えた次第です。

1回目の答弁は以上です。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 振り返りますと、平成29年度にはこの組織改編案が逆の意味で出されたのです。今回の組織改編とは全く逆で、4つの社会教育事務所を10の支所、行政サービスセンターに分ける。職員を教育委員会の地区教育係と市長部局の地域支援係が兼務する。そして、教育事務所長は支所、行政サービスセンター長が兼務するという、そういう改編案でした。それに先立って、地区公民館長会議では何度も話し合った。その挙げ句、議論にはあと一、二年を要するという申出が出されたらと当時の社会教育課長は報告しております。そして、公民館の運営審議会でも同様の意見だったということが報告されています。平成30年2月28日、最後になって今度は社会教育委員会がこの案件で開催されて、社会教育課の組織改編が諮られました。そこには傍聴者が3名とあるのですが、その傍聴者というのはここにいる金田総務文

教常任委員長と中川直美議員と私の3人でした。社会教育委員会議もこの兼任の業務には課題が多いことから、拙速に組織改編しないほうが良いという趣旨の意見書が提出されることになりました。こういう経過があったことを考えると、今回も市教育委員会のみならず、今回の組織改編の運びはあらゆる関係審議会や委員会を飛び越えて議会に示されるとしたらそれはおかしいのではないかと思います。その点はいかがだったでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 金田総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（金田淳一君） 今ご指摘のこと、記憶をたどるとそのとおりだと思いますし、委員会での議論はそこまで踏み込んだ議論はありませんでした。この組織再編に当たりましては、総務課を中心とした説明があり、議論を進めてきたわけですが、その中で教育委員会の部分が欠けているということに気がつき、教育総務課の審査のときにこちらから指摘をして今のような状態になったわけでありまして、ご指摘のとおり、社会教育委員の方々ですとか公民館の方々からご意見をお伺いする手続は当然必要ではあったかと思いますが、私たちは今回の条例案に対して、その部分は規則で定めるところもありまして、そのところには及ばなかったというところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 4年前は、それぞれの教育委員会の審議会や委員会にはいろいろな資料を作成して、示しながら説明をしていたという経過がありますので、その辺りは、ただ市の教育委員会だけが決めれば良いのではないというところはこれからも確認はしていただきたいと思いますが、今回急いで臨時の教育委員会を開いて、その結果をお聞きした。それを了とされたのだと思うのですけれども、4年前の教育長は議会に最終的にこの組織改編は理解されましたという報告をされたのです。これは、様々なレベルの審議会や協議会の出した意見とは全く逆の説明であった。傍聴に行ってみ聞きしていた私たち3人の議員が確認したこととも大きく違っていました。こういうことはあってはいけないことですが、実際にあったので、やはりそれぞれの公民館運営審議会とか社会教育委員会議の中での審議内容というのは丁寧に確認をする必要があるのではないかと思います。これが4年前に各会議で意見として出されたことを踏まえて今回の改編になっているのか。それらの指摘は、私は非常に重要だったと思います。そういうことを踏まえた上で積み上げた話合いというのが民主的な手続であり、市民や有識者の方々が寄せてくださった意見を教育委員会が受け止めているかどうかということ私たち議会も市民も確認できるのではないかと。そして、市教育委員会自身の在り方や姿勢、そういうものが問われていると思います。こういったような審議内容というのは、これからも確認するというところで理解してよろしいでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 金田総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（金田淳一君） 過去の教育委員会のことについては、私どもは審査できませんので、そのことはしていません。この委員長報告の最後のところに、今後は教育委員会の独立性を自覚し努力されたいという意味は、まさに今荒井議員がおっしゃったところも含まれていると思っています。教育委員会の独立性、行政とは違う、教育委員会は教育委員会の立場であるということで、その中で今回組織の変更があったわけですから、それぞれ十分配慮し、対応するべきだったという意味で独立性を自覚して、これからも研さん、努力されたいという意味ですので、私たち委員会としてもそのことについてはこれから継続して調査というか、意見交換をしていかねばならないというふうに考えます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 以上で議案第123号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第123号 佐渡市行政組織条例の制定についての討論に入ります。

中川直美君の賛成討論を許します。

中川直美君。

〔18番 中川直美君登壇〕

○18番（中川直美君） ただいま議案になっております組織改編の条例についての賛成討論を行います。

一言で言うと、黙ってもろ手を挙げて賛成するわけにはいかないということで一言申し上げておきたいということでございます。まず、その前に5点、ちょっと長いですが、今ほどの委員長質疑も聞いていて、執行部も含めて、私は組織の決め方についてきちんと理解をされていないというふうに感じております。先ほど前の教育委員会で兼務のときに規則で決めるのだから議会は関係だろうと、確かにそう言った教育長もいましたが、今の教育長ではありませんし、今の市政時代でもないということだけはよく覚えておきます。確かにそのように言ったのです。この辺がやっぱりきちんと整理をされていないから、おかしなことになるということです。地方自治法の第138条の2では、長の権限として自らの判断と責任において誠実に管理し、及び執行する義務を負うという、これが大根底にあります。そして、長の組織編成権というものがあります。地方自治法第158条であります。普通地方公共団体の長はその権限に属する事務を分掌させるため、飛ばしますが、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については条例で定めると、これが長の組織編成権を定めたものであります。今読んでお分かりだと思いますが、条例で定めるのですから、これは議会が関与するのです、実は。では、規則はどのようなかということというならば、条例で定めないそれ以外の組織については設置しますが、現実論としてはこの規則以下についても議会に示して了解を得るのが、これが常道なものというのが普通の解説書でございます。ここをきちんと押さえておく必要があると思います。ちなみに、条例と規則との関係でいうと、長の下位、つまり部ということなのですが、それ以下は規則で決めてもいい。ここは条例。ところが、皆さんご案内のとおり、市民生活に最も大きな影響を及ぼす支所等の総合出先機関は条例で定めることになっております。そういう観点から見ても、教育委員会の今後の在り方においても極めて重要だし、先ほどありましたが、支所においてはこれまでは教育事務所長と兼務をしていたわけですから、そのことはしっかり説明があつてしかるべきだった、このことをまず1つ強く述べておきたいと思います。

あと、4点にわたって指摘をしておきます。過去の経緯を知っている議員も残り少なくなったので、その議員の立場も代表して言いますが、合併してやはり行政運営はうまくいかなかった。今回の総合計画では、市民アンケートを取っておりませんが、合併して2回のアンケートでは住民の声が市政に届かなくなったというのが圧倒的に多い。そして、どんどん、どんどん合併で描いた夢どころではない、疲弊していく、深刻になってくる、このバックボーンの中で当時の議会としてはもっと市民のために執行部頑張れと、屋上屋を重ねてうまくいっていないのではないかと、こういう議論の経過があつて部制の問題は何度も議会から強く指摘してきたということでもあります。

2点目は、そういう意味でいうと市の組織は職員のためではなくて、住民、市民のためにある組織ですから、今回の組織改編によって今言いましたような市民の今最も困っている課題などに的確に反映できる

ような組織にすべきであるということを強く申し述べておきたい。

もう一つは、先ほどありました市の最上位計画となる基本計画と総合計画を現在つくっていますが、組織を改編することとこの計画をしっかりと市民と共に共働でつくっていく、このことが重要だろうというふうに思います。本会議でも何回も言っていますが、今までは市民の嫌がることを職員にやれやれ、市民がこれは残してほしいとしていても、効率化のためだ、金のためだといって潰す。こういうやり方ではなくて、市民と知恵を出し合って、これから人口減少の社会の中でどうやっていくのか、こういったことが今求められているということを強く申し述べておきたいと思います。

最後に、SDGsということが非常に話題になっておりますが、なるほどなと思ったので、これを最後に紹介させて終わらせていただきます。2012年から日本政府の首席交渉官としてSDGsの交渉を担当している南博さん、2012年から市民としてSDGsの策定に関わり、2016年よりSDGsの推進円卓会議の構成員をやっている稲場雅紀さん、ご承知だと思いますが、今年の3月に関連する本を出しているので勉強させていただきましたが、なるほどなと思ったのは地方創生SDGs、まさに。その中でなるほどなと、今回一般質問でも取り上げたのですが、市民との協働によるSDGsだと。それで、たくさん市の町村が出ているのですが、岡崎市とか、いろいろな小さなまちも出ているのですが、協働のまちづくり条例、市民協働推進モデル事業でSDGsに関する地域課題を解決しているというふうに指摘をしております。ここで一番重要なのは、行政は上から押しつけるのではなくて、住民の力を信じて、ここに書いてある言葉で言うと自然治癒力、そして地域住民の力を引き出していく、住民に寄り添う、この立場が最も重要だというふうになっております。この2年間、コロナ禍で人と人とのつながりが断たれ、市長も言っているようにコミュニティーの存在が非常に危ぶまれている、こういう中です。ですから、まさに上から目線、今だけ、金だけではなくて、住民とともに地域を切り開いていく立場で新しい組織になってもしっかりとやっていただくと、やれなかったら私はまた課制に戻す、このように強く言いたいと思います。教育委員会、先ほどもありましたが、社会教育は人をつくることです。だからこそ組織の在り方についても真剣になって頑張っていく必要があるのだということを激励の意味も込めて強く述べて賛成討論とします。

○議長（佐藤 孝君） 以上で中川直美君の賛成討論は終わりました。

議案第123号についての討論を終結いたします。

これより議案第123号 佐渡市行政組織条例の制定についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第131号 令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第11号）についてに関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 意見がついておりますが、健康保養センター、いわゆる市の所有する無償貸付けの

温泉施設の関係についての在り方です。これまでも何回も同じようなことを言ってきているので、委員長にとっては立て板に水だと思おうのですが、指摘意見については今後の在り方の方針を今年度中に示すべきと指していますが、どのようなことを指しているのかということです。前段の意見でいうと、後段の最後として経営改善を図り、市民の健康増進に大きく貢献させることを望むなら分かるのですが、それにまた何か違うような意味合いを込めた、また今後示せと、こう言っているの、何を指しているのかお尋ねをしたいと思います。

2点目は、過去の市政時代にもこの温泉については非常に大問題になった公共施設です。平成21年、平成22年ごろから滑った、転んだ、滑った、転んだ、金井温泉のときも大分大きな署名が出たり、近々では相川では相川の人口を越す7,000名を超える署名が出たり、これも前の市政時代ですが、大きくもめて、予算も継続審査になるとか、いろいろなことがあった、こういう状況なわけですから、そろそろ一定程度結論を出す必要があると思うのだけれども、委員会としてこの施設の在り方についてどう考えているのかということです。

○議長（佐藤 孝君） 市民厚生常任委員長、山田伸之君。

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） それでは、中川直美議員の質疑にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の件でありますけれども、意見をつけておりますが、まずこの事業につきましては市が無償貸与している入浴施設がコロナ禍の厳しい経営が続き、温泉入浴事業の継続の観点から赤字額の支援を行うものです。強く望むという部分、これについてはまず前段の部分につきましては、事業所に向けた要望というか、意見という形になっております。すなわち今回補正予算でもう一つ上がっておりますのがここに書いてあります温泉利用健康増進事業、これの追加の補正でございます。こういったものを十分に活用して、各施設におきましては経営が厳しい中でも市民の健康増進を力強く図っていただきたいという意味合いでございます。後段の部分については、市に対しての意見でございます。今市民の方が参加されての入浴施設あり方検討会というものが開催をされ、市が無償貸与している4施設の在り方について議論をしているところでございます。今までの報告ですと、今年中、すなわち今12月ですので、今月中に最終の答申が行われるものということで報告を受けております。その答申を市として受けて、またこのような赤字補填というような状況、入浴施設の厳しい状況等も考慮して、まず佐渡市として温泉の在り方について今年度中に方針をしっかりと示すべきということで意見をつけさせていただいております。

2点目の委員会として方向性を打ち出すべきではないかという点でございますが、先ほど述べたように、まずこれまで市民の方が参加しての入浴施設あり方検討会、やっぱりこの議論をしっかりと尊重すべきであるということでございますし、それを受けて市としてどのような方針を示すかといったところを示した上で、それに基づいた形で議会としても議論すべきというふうに考えております。

以上であります。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 今議会改革の中でいろいろ言われておまして、この前会津若松市の議長も来て、今議会の権能には大きく言って3つある。1つは、長の提案したものをチェック、監視する、議案とか監視するというのが1つだし、もう一つは自治体の意思決定をすること、そして最後に今これが議会改革で大きく言われているのは、議会としての政策提言ということなわけです。そういう意味でいうと、非常

にこの間、これも前の市政時代の問題を引きずっているのだけれども、やっぱり一定程度の、執行部に案を出せというのではなく、こっちはこうすべきではないかという政策提言が私はあっているのではないかというのが思いなのです。改めて聞きます。

もう一点は、今委員長の答弁の中にもありましたが、この間コロナ禍ということももちろんあるのだけれども、結局かなりのお金をつぎ込んできているわけです。しかも、渡辺市長は健康寿命日本一とかといってこの施設を位置づけているわけだから、健康保養センターは廃止しましたけれども、何かよく分からないけれども。位置づけているわけですから、そういう意味でいうと事実上指定管理か何かみたいな施設なのではないかと私は思うので、この間の経過を考えるとおのずと結論が出るというふうに思っているわけで、執行部の結論が出るのが遅いからいらいらしているとは思っただけけれども、その辺はどんなふうに思いますか。事実上、コロナというものもあるのだけれども、指定管理のごとく健康増進、増進とやっているわけでしょう。その辺はどのように審査されましたか。

○議長（佐藤 孝君） 山田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） それでは、2回目の質疑にお答えをさせていただきます。

当委員会として温泉の方針を示すべきというような意味だと思うのですがけれども、まさに今会津若松市の例を挙げられましたけれども、あそこも議会はワンチームで様々な政策提言等を行っているということですので、市民厚生常任委員会というわけではなく、そういったことであればぜひ中川直美議員のほうからも全議員を巻き込んだ形での議論という形で提案をさせていただければと存じます。

続いて、お金をつぎ込んでいるので、確かにこのコロナ禍において日帰り入浴半額キャンペーンとか、あと今原油等の価格高騰による燃料費補助という形で今まで何度となくこの温泉施設に対しては佐渡市の補助金がつぎ込まれているのはご承知のとおりであります。ですので、コロナ禍ということに限らないところも出てきます。そういったまさに今置かれている温泉施設の現状をしっかりと踏まえた上で、佐渡市としてしっかりと今後の方針を今年度中に示すべきという意味で意見をつけさせていただいたということですのでございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） やめようと思いましたが、やります。

1点だけお尋ねします。おおむね分かったのですが、会津若松市の例を出しておっしゃいましたが、会津若松市はチーム議会として頑張っているのだけれども、市民厚生常任委員会はまとまらないという意味でしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 山田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） 要するにここに意見をつけているというのは市民厚生常任委員会として全会一致でまとまった意見でございまして、すなわち要するにまず市がしっかりと方針を出すべきであると、その方針を基にしてしっかりと議会で、委員会で議論していくべきであるということによって一致しております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 以上で議案第131号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第131号 令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第11号）についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

ただいま議案第131号 令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第11号）についてが議決されましたが、令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第12号）が先議案件として既に可決されておりますので、議案第131号、補正予算（第11号）についての条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましてはその整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第131号についての条項、字句、数字、その他の整理については議長に委任することに決定いたしました。

次に、議案第135号 佐渡市防災拠点庁舎建設（建築）工事請負契約の締結についてに関する委員長質疑に入ります。

山本健二君の質疑を許します。

山本健二君。

○2番（山本健二君） 防災拠点庁舎建設に伴う入札契約について、適正に入札が行われたのか、また落札率は何%だったのか、審査されたか教えてください。

○議長（佐藤 孝君） 金田総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（金田淳一君） それでは、お答えいたします。

この議案は、佐渡市防災拠点庁舎建設（建築）工事請負契約締結の議案です。提出された資料によりますと、入札は3事業者が参加し、予定価格16億6,848万円のところで、入札決定業者は16億2,000万円となっています。低入札調査基準価格は15億2,661万円と記載されており、入札について問題があったとの説明は受けておりません。したがって、適正に行われたものというふうに考えております。委員会審査の中で落札率の説明は求めておりませんが、資料の金額から計算すると97%程度と思われれます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 以上で議案第135号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第135号 佐渡市防災拠点庁舎建設（建築）工事請負契約の締結についての討論に入ります。

山本健二君の反対討論を許します。

山本健二君。

〔2番 山本健二君登壇〕

○2番（山本健二君） 私は、佐渡市議会議員選挙に立候補する際、市民の方に防災拠点庁舎建設に反対を公約し当選させていただきました。よって、以下の理由で反対します。

災害が起きると国道などが水没し、防災拠点庁舎に行くことができない。防災拠点庁舎周辺の県道工事

施工を見ると軟弱地盤です。地震のときに液状化するおそれがあるため、防災拠点庁舎建設の地下工事に多額の資金が要る。防災拠点庁舎に公共交通、市民避難人数は約70人と企画課から聞きましたが、審査途中とのこと。国から来る地方交付税を95%充てるというが、国民から借りたお金であること。何回かに分けて建設費を借りる金利は佐渡市が持つこと。佐渡の人口は残念ながら減少に向かうが、それに反し防災拠点庁舎の面積が広いこと。建設の際の島内事業者の利用促進が甘いこと。

以上の理由により反対します。賛同をよろしくお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 以上で山本健二君の反対討論は終わりました。

次に、中川直美君の賛成討論を許します。

中川直美君。

〔18番 中川直美君登壇〕

○18番（中川直美君） ただいま議案になっている議案135号について、防災拠点庁舎建設の入札について賛成討論を行います。

議員ですから、賛成する人、反対する人がいてもいいですし、大いにリスペクトしながらやっていきたいと思いますが、先ほど公約したから反対しますみたいなのも一部にありました。通告には4点にわたって書いてありますので、この間明らかになっている点で、まず4点を指摘しておきたいと思います。災害が起きると、国道等が水没して防災拠点庁舎に職員が来られないことがあるのではないかということについては、これまでも何度もやっておりますが、そもそも警報予測などの場合は前もって職員が一定程度集まっているというのが当たり前であります。輸送物資についても船もあれば、空路も含めていろいろな対応をするのも検討されているのは明らかになっています。また、河川等の氾濫で主要道路が全て水没するわけではないという、あるかもしれませんが、ないですし、仮に駄目だとしても本庁にたどり着けないときがあれば各支所で対応してやっていく。これは、建てようが建てなかりようが同じことだということです。

2点目の防災拠点庁舎の周辺の県道工事の施工で軟弱地盤ではないかと。これも本当の岩盤のところがあるのかといったらそこばかりということもないです。この間の答弁では、軟弱地盤における道路は設計段階で形状や液状化などの検討は十分行っているということを述べておりますし、必要な場所ではそれなりのくいも含めて対策をしているというふうに聞いているというのが私の認識であります。

3点目は、地震のときに液状化する、そして防災拠点庁舎の建設に多額の資金が要するという感じですが、先ほどと同じように液状化についてはもちろん例えば佐和田辺りにしても砂地が多ければ液状化する、もちろんそういったものはありますから、支持くい工法を採用してやっているというのがこの間の答弁であったかというふうに思います。また、先ほど合併特例債の問題について触れましたが、合併特例債を丸々認めるわけではありませんが、地方自治体においては現時点では有利な財源であることには間違いはない。そのことのほうが市民に負担をかけないというのが考え方であります。

それで、最後に書いてあるので言いますが、防災拠点庁舎に公共交通計画等が途中であると述べていらっしやいましたが、敷地全体を含む外構工事については第2庁舎解体に合わせ、本契約とは別にやるというふうにこの間聞いておりますし、必要面積や利用状況などは総合的に検討しやっていくというのがこの間の答弁であったかというふうに思います。人口の割には大き過ぎるというお話がありましたが、議場を万が一の場合に避難所にしなければならないということで、山本議員もお分かりだと思いますが、この議

場そのものでいえば今よりもっと小さくなるというような感じになっているかというふうに思います。

最後に、違う角度で討論を述べておきたいと思います。実は令和2年度には本当に住民投票で決めるとか、いろいろなことで市民的に大いに議論があって、ある意味もめた大きな市政の重要案件でありましたが、さきの令和2年度決算においては全会一致で認定をさせてもらっているということが1つです。

2つ目は、今年度の当初予算も全会一致で予算を通しています。これはどういうことかということ、今年度にとってはこの庁舎問題が大きな柱なので、それをみんなで賛成した。その後事情の変化はありませんから、事情の変化はこの間聞きましたが、コロナ等で建築資材や鉄筋等は上がっているのではないかという事情の変化があるのではないかということで私はお聞きをしましたが、それはきちんとのみ定める設計になっているというのが答弁でありましたから、事情の変化がないのですから、やれやれと当初予算でやっておいて、2階へのはしごを外すということは私はやるべきではないということでもあります。

そして、もう一つ言います。先ほど議決をされた議案第131号、一般会計補正予算（第11号）、これも全員賛成しましたね。全員賛成の中には、防災拠点庁舎整備指定寄附金100万円が入っています。額の多少は別として、庁舎建設をやるという前提での指定寄附金が入っていたということも強く申し述べておきたいと思います。

あまりきつくは言いませんが、我々議会における議会の権能の在り方としては、議決に対する態度というものは極めて鋭く問われるということを最後に述べて、賛成の討論といたします。

○議長（佐藤 孝君） 以上で中川直美君の賛成討論は終わりました。

議案第135号についての討論を終結いたします。

これより議案第135号 佐渡市防災拠点庁舎建設（建築）工事請負契約の締結についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 孝君） 起立多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第136号 佐渡市防災拠点庁舎建設（電気設備）工事請負契約の締結についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 孝君） 起立多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第137号 佐渡市防災拠点庁舎建設（機械設備）工事請負契約の締結についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 孝君） 起立多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

ここで換気のため、15分間休憩いたします。

午後 2時28分 休憩

午後 2時43分 再開

○議長（佐藤 孝君） 再開します。

次に、陳情第4号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、原案に賛成する者の起立により行います。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 昨日議会運営委員会で討論の通告があったのではないかと、賛成討論の。それを何で無視するのですか。

○議長（佐藤 孝君） 産業建設常任委員会の請願第2号のほうでやります。

○18番（中川直美君） 分かりました。すみませんでした。

○議長（佐藤 孝君） 本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、原案に賛成する者の起立により行います。

念のため申し上げます。委員長の報告にかかわらず、陳情第4号について賛成される方は起立されるようお願いいたします。

それでは、お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 孝君） 起立少数であります。

よって、本案は不採択と決しました。

次に、陳情第6号 佐渡市消防本部の消防法違反についての陳情についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、原案に賛成する者の起立により行います。

念のため申し上げます。委員長の報告にかかわらず、陳情第6号について賛成される方は起立されるようお願いいたします。

それでは、お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 孝君） 起立なしであります。

よって、本案は不採択と決しました。

次に、ただいま議決いたしました議案第123号、議案第131号、議案第135号から議案第137号までと陳情第4号及び陳情第6号を除く総務文教常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

山田市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 山田伸之君登壇〕

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） 委員会審査報告。

本委員会付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第125号 佐渡市障害福祉施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について。本案は、令和4年3月31日をもって心身障がい者福祉センター及び精神障がい者福祉センターを廃止し、現在指定管理者となっている法人に無償譲渡するため、佐渡市障害福祉施設の設置及び管理に関する条例を廃止するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第127号 財産の無償譲渡について（心身障がい者福祉センター）。本案は、令和4年4月1日に心身障がい者福祉センターに係る土地及び建物を社会福祉法人しあわせ福祉会に無償譲渡することについて議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第128号 財産の無償譲渡について（精神障がい者福祉センター）。本案は、令和4年4月1日に精神障がい者福祉センターに係る土地及び建物を社会福祉法人とき福祉会に無償譲渡することについて議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第132号 令和3年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第4号）について。本案は、令和3年度佐渡市介護保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ261万8,000円を追加するものであります。主な内容は、介護認定調査委託料及び第1号被保険者保険料還付金の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第133号 令和3年度佐渡市病院事業会計補正予算（第3号）について。本案は、令和3年度佐渡市病院事業会計予算について、収益的収入の予定額から12万9,000円を減額し、収益的支出の予定額に1,153万9,000円を追加し、資本的収入の予定額に1,428万5,000円を追加し、資本的支出の予定額に728万

5,000円を追加するものであります。主な内容は、両津病院における医療機器の購入に係る経費の計上及び両津病院移転新築に要する経費に係る委託料等の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（佐藤 孝君） 以上で市民厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第127号 財産の無償譲渡について（心身障がい者福祉センター）に関する委員長質疑に入ります。

広瀬大海君の質疑を許します。

広瀬大海君。

○9番（広瀬大海君） それでは、委員長質疑を行いたいと思います。

3つ伺います。これは、議案第125号も、次の議案第128号ですか、それも同様なのですけれども、土地と建物を指定管理先に無償譲渡するというような内容になっております。これらの土地と建物は現在佐渡市のものということですが、指定管理者として建物を指定管理しているときよりも法人に譲渡したほうが国からの報酬が増えるというか、減算されているというような状況なのですけれども、それが法人の収入が増えるということになりますので、建物の譲渡というのは法人に対するメリットが大きいということもありますので、そちらに関しては肅々と進めていただければというふうに思っているのですけれども、この建物が設置されている佐渡市の土地を譲渡するということに関していうと、法人の収入が増えるというわけではないと思いますけれども、ただこの場所というのは、この地区に関しては一等地であるというところの状況の中で、それを無償譲渡するというのはどういった理由なのかというのを伺いたいです。例えば4年前に譲渡しましたワイドブルーあいかわの土地に関して、国県の補助が入っているという土地のものを民間に譲渡するというのは、それはいいのかどうかというのは結構当時の議会の中でも議論があったかというふうに記憶しております。今回執行部のほうの説明はどうだったのか、また委員会内でどういった議論があったのか説明をお願いしたいと思います。

2つ目になります。ここ数年医師不足ですとか看護師不足ということで、病院に関しては病棟数を減らしたり、病院自体が閉鎖するというような方針のところが出てきているという中で、どこの介護施設もそうですし、こういった福祉施設に関して人材不足ということで大変困っているという状況かと思えます。これからより働き手が不足していく中で、この施設を運営し続けることが難しくなる可能性というのもあると思うのです。そういったときに、仮にやめざるを得なくなったといったときに使っていない土地を民間の法人が保有し続けるということは、短期的にはあれなのかもしれないのですけれども、長期的に考えたときに逆に法人の負担になってしまうのではないかなというふうに危惧しているのですけれども、その辺りそういったことないのかどうかというところの確認をお願いします。

最後、3つ目になります。先ほど言いましたように、この土地はこの地区においてはすごく重要な場所というか、一等地ということだと思います。今後例えば世界遺産になったりとか、この場所で何か開発したいという考えが地域ですとか行政のほうでそういったアイデアとか計画が出たときに、そこの部分が民間の法人に譲渡してしまうということになると開発するにも歯抜けみたいな状況になっていて、何かしらの制限がかかったりですとか、今無償譲渡してしまうとそれを逆に今度有償で取得、お金をかけて買わ

なければいけないという可能性も出てくるのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺りどのようにお考えなのか教えていただきたいです。

障害福祉サービスを提供している事業所と利用者、その方々が安心して通える施設にしていきたいと思えますし、また私もそうですし、特に委員長の地元でもありますので、そういったまちづくりというところの観点からもいろいろとご答弁いただきたいなと思えますので、よろしくお願いします。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 昨日議長は議会運営委員会の席で質疑の通告の在り方を極めて厳しくやって、直させもしているのに、今の質疑を延々とやらせるというのは一体どういうことですか。

○議長（佐藤 孝君） 私の判断でそれはやりますが、私的意見をずっと言うのは一般質問とみなしますけれども、そうではなくてある程度自分の思いも話す中での質疑ということになれば、それは書いたものにもいいということになっていますので、この後は注意はしますが、今回はこれで進めていきます。

山田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） 議長から指名を受けましたので、お答えをいたします。

まず、土地と建物の譲渡ということでどのような審査、説明があったのかということにつきましては、執行部と対象法人との譲渡に係る協議の中で、法人から事業の拡張に合わせて建物の増築を行いたいという要望が当初からあったということでありまして、両施設とも大体1日平均15人から18人程度の利用者がありまして、現施設ではかなり手狭でありますし、また建物を増築することによって環境を整えるとともに事業拡大をして利用者の工賃アップを図りたいということでありまして、このことにつきましては、当委員会としても実際に現地視察を行いまして、施設内を見学させていただきましたし、法人の代表者の方にも直接お話を伺いまして確認をしたところでありまして、法人としては、自主的な計画判断で増築を行いたいと、そのためにも土地も含めて無償譲渡でということ当初から要望がありまして、執行部としてはそのような形で進めてきたという説明でありました。

働き手不足によって事業云々という話ですが、そういった観点からの審査は行っておりません。譲渡の相手方の法人は、就労継続支援B型で今この施設を行っておりますが、そのほかにもいろいろな事業を行っておりますし、継続してこの事業を行っていただきたい、そのための一つの施策が今回の無償譲渡であるというふうに捉えております。

相川のまちづくりというところの中で、土地を市が買わなければ云々というお話がございました。まず、当委員会としましては障害者福祉の向上に資するものなのかという観点で審査を行いました。ですので、先ほど述べた点からもこの無償譲渡につきましては当委員会では了とする意見を占めたところでございます。相川のまちづくりとか再開発、あのエリアをどうしていくのかというのはこれから……今何も具体的な形での計画というのはありませんので、今後そういったところの具体的な計画は大いにこれから議論していくべきものだというふうに捉えております。

以上です。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） ただいまの質疑について、議会運営委員会を開くよう動議を提出いたします。

○議長（佐藤 孝君） 終わりましたら協議をします。

以上で議案第127号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第127号 財産の無償譲渡について（心身障がい者福祉センター）の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、ただいま議決いたしました議案第127号を除く市民厚生常任委員会付託案件について採決を行います。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 議事進行というものは、何よりもそれを最優先しなければならないのです。だから、議事進行というのです。それを無視して後でやるというのは、それは議事進行ではありません。

○議長（佐藤 孝君） 確かにそのとおりですが……。

○18番（中川直美君） だったらやらないといけない。

○議長（佐藤 孝君） やりますか、議会運営委員長。

〔「やります」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 暫時休憩します。

午後 2時59分 休憩

午後 3時18分 再開

○議長（佐藤 孝君） 再開します。

次に、ただいま議決いたしました議案第127号を除く市民厚生常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について副委員長の報告を求めます。

産業建設常任副委員長、佐藤定君。

〔産業建設常任副委員長 佐藤 定君登壇〕

○産業建設常任副委員長（佐藤 定君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第141条の規定に

基づき報告します。

議案第126号 公の施設に係る指定管理者の指定について（トキ交流会館）。本案は、トキ交流会館の指定管理者として合同会社トキの会を指定することについて議会の議決を求めるものであります。指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間で、その指定管理料の上限は4,000万円であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

請願第2号 コロナ禍に苦しむ人々に食料を支援する施策を求める請願。本請願は、長期化するコロナ危機の中で、全国で取り組まれている食料支援やフードバンクでは、米をはじめとする食料の配布が歓迎されている一方で、農産物の需要が減少し、過剰在庫による価格低迷に農家が苦しみ、米は需要減を理由に史上最大の生産量の削減が実施されていることから、行き場を失った農産物をコロナ禍に苦しむ人々に提供する支援策を求める意見書を関係機関に対し提出することを求めるものであります。審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものとして決定いたしました。

○議長（佐藤 孝君） 以上で産業建設常任副委員長の報告は終わりました。

これより請願第2号 コロナ禍に苦しむ人々に食料を支援する施策を求める請願についての討論に入ります。

中村良夫君の賛成討論を許します。

中村良夫君。

〔17番 中村良夫君登壇〕

○17番（中村良夫君） 日本共産党市議団の中村良夫です。請願第2号、コロナ禍に苦しむ人々に食料を支援する施策を求める意見書の提出の請願について政府に届けるもので、9月定例会からの継続審査となったものです。賛成討論を行います。

テレビを御覧になっている市民の皆さん、そして議員の皆さんと執行部の皆さん、コロナ禍ではや1年以上になります。どこへ行くのもマスクをつけての「新しい生活様式」という中で、毎日の生活はどうでしょうか。春、夏、秋、冬と地域での生活など、「新しい生活様式」で、そんな中で私たちの周りでは営業自粛による中小業者の経営危機や労働者の解雇などが広がり、収入減で、決して大げさではなく、食事を1日1食に切り詰めるなど、食べたくても食べられない、こんな人たちが増えています。皆さん、うそのような本当の話が実際にあるのです。そんな中、全国で取り組まれている食料支援の取組やフードバンク、フードバンクとは寄附を受けた食料品を貯蔵して、食料を必要としている人や団体に供与する、提供し、与える活動です。仕事と住まいを失い、食べることもままならない人々が多数訪れ、米をはじめとする食料の配布が歓迎されています。この若い人たちが各地で食料支援活動に取り組む、これニュースです。ご案内させてもらいますけれども、新潟薬科大学で2回目の食料支援をやったと。長岡市の食料支援で多くの利用者の方が来ましたと。また、新潟青陵大学で食料支援を実施しました。県立看護大学で3回目の食料支援活動などなど、若い人たちが県内各地でこのようにコロナ禍の中で頑張っています。こういった姿に感動されますよね。皆さん、佐渡の中でも日夜こういった困っている人たちに手を差し伸べている活動を行っている人たちがいるのです。社会福祉課も関係しているとも私は聞いています。農林水産省は、政府備蓄米を子ども食堂などに無償提供していますけれども僅かです。足りないのです。また、民間レベルによる食料支援は物量的に限界があります。今こそ政府の責任で行き場を失った農産物を買上げ

て、困窮する人たちに提供する食料支援を実施することを求めるものです。皆さん、ここまでお分かりですよね。請願項目は、コロナ禍に苦しむ人々に食料を支援する施策を政府はさらに講じてくださいと、手だてを考えてくださいという意見書を政府関係機関に提出してくださいということです。政府関係機関というのは、衆参両院議長、そして金子農林水産大臣、そして皆さんもご存じのように人の話を聞くと、佐渡の市議会のこの意見書を聞くと、岸田文雄内閣総理大臣です。

最後に、皆さん、こういった請願では既に保守の方たちが紹介議員になっているのです。今こそ党派、会派を乗り越えていく時代になりました。この佐渡市議会で委員会会派など、賛同できないと思っている議員の皆さん、ここはじっくりとこらえて、よし、人助けだと思って、困っている人たちに愛の手を。皆さんが年を越せるように賛同していただけませんか。佐渡市長と佐藤議長と共に市民の皆さんが安心して暮らせるすてきな魅力ある、市民の皆さんと共によい佐渡にしていこうではありませんか。本日国会も閉会します。佐渡市議会も閉会です。どなた様もよいお年をお迎えください。良識ある議員諸氏の賛同をお願いし、私の賛成討論を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 孝君） 以上で中村良夫君の賛成討論は終わりました。

請願第2号についての討論を終結いたします。

これより請願第2号 コロナ禍に苦しむ人々に食料を支援する施策を求める請願についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する副委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、原案に賛成する者の起立により行います。

念のため申し上げます。副委員長の報告にかかわらず、請願第2号について賛成される方は起立されるようお願いいたします。

それでは、お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 孝君） 起立少数であります。

よって、本案は不採択と決しました。

次に、ただいま議決いたしました請願第2号を除く産業建設常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。

本案は副委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 発議案第10号

○議長（佐藤 孝君） 日程第2、発議案第10号 離島振興法の改正・延長を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

金田淳一君。

〔16番 金田淳一君登壇〕

○16番（金田淳一君）

発議案第10号

離島振興法の改正・延長を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和3年12月21日

佐渡市議会議長 佐藤 孝 様

提出者	佐渡市議会議員	金田淳一
賛成者	〃	室岡啓史
	〃	稲辺茂樹
	〃	荒井眞理
	〃	中川直美
	〃	北 啓
	〃	山田伸之

離島振興法の改正・延長を求める意見書

離島においては、昭和28年に離島振興法が制定されて以来、離島振興政策が推進され、生活条件の改善、産業基盤の整備等を中心とする社会資本の形成が大きく進展した。

離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全とあわせて、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っている。

しかしながら、離島においては、厳しい自然的・社会的条件の下、人の往来、生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額であることのほか、医療提供体制や産業基盤、生活環境等が脆弱といった本土との地域格差は、引き続き対応すべき課題である。また、人口減少や高齢化が進展するとともに、基幹産業である一次産業の停滞など、離島をめぐる状況は依然として厳しく、一層強力に離島振興政策を推進していく必要がある。

よって、国においては、現行の離島振興法が令和4年度末をもって失効することから、抜本改正の上、恒久法化も視野に入れて延長されるよう、強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（佐藤 孝君） ただいま議題となっております発議案第10号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第10号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより発議案第10号 離島振興法の改正・延長を求める意見書の提出についての採決を行います。
本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
-

日程第3 議案第139号

- 議長（佐藤 孝君） 日程第3、議案第139号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。
市長から提案理由の説明を求めます。
市長、渡辺竜五君。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

- 市長（渡辺竜五君） それでは、議案第139号、追加上程をさせていただきます。
人権擁護委員候補者の推薦について。本案は、佐渡市の人権擁護委員、田川妙子氏の任期が令和4年3月31日をもって満了となるため、引き続き同氏を推薦することについて議会の意見を求めるものです。
よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（佐藤 孝君） ただいま議題となっております議案第139号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。
よって、議案第139号については委員会の付託を省略することに決しました。
これより議案第139号 人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。
本案は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。
よって、本案は同意されました。
-

日程第4 議案第140号

- 議長（佐藤 孝君） 日程第4、議案第140号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。
市長から提案理由の説明を求めます。
渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

- 市長（渡辺竜五君） それでは、議案第140号 人権擁護委員候補者の推薦についてご説明いたします。
本案は、佐渡市の人権擁護委員、山口正明氏の任期が令和4年3月31日をもって満了となるため、引き続き同氏を推薦することについて議会の意見を求めるものです。
よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（佐藤 孝君） ただいま議題となっております議案第140号については、会議規則第37条第3項の

規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第140号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第140号 人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。

本案は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意されました。

日程第5 議案第141号

○議長（佐藤 孝君） 日程第5、議案第141号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） 議案第141号 人権擁護委員候補者の推薦について。本案は、佐渡市の人権擁護委員、関根恵津子氏の任期が令和4年3月31日をもって満了となるため、その後任の候補者として山川辰也氏を推薦することについて議会の意見を求めるものです。

よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 孝君） ただいま議題となっております議案第141号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第141号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第141号 人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。

本案は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意されました。

日程第6 議案第142号

○議長（佐藤 孝君） 日程第6、議案第142号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） 議案第142号 人権擁護委員候補者の推薦について。本案は、佐渡市の人権擁護委

員、石見徹氏の任期が令和4年3月31日をもって満了となるため、その後任の候補者として石見裕子氏を推薦することについて議会の意見を求めるものです。

よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 孝君） ただいま議題となっております議案第142号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第142号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第142号 人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。

本案は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意されました。

日程第7 議案第143号

○議長（佐藤 孝君） 日程第7、議案第143号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） 議案第143号 人権擁護委員候補者の推薦について。本案は、佐渡市の人権擁護委員、石川健次氏の任期が令和4年3月31日をもって満了となるため、その後任の候補者として大坂吉和氏を推薦することについて議会の意見を求めるものです。

よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 孝君） ただいま議題となっております議案第143号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第143号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第143号 人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。

本案は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意されました。

日程第8 議案第144号

○議長（佐藤 孝君） 日程第8、議案第144号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） 議案第144号 人権擁護委員候補者の推薦について。本案は、佐渡市の人権擁護委員、渡邊毅氏が令和3年6月30日をもって辞任したため、その後任の候補者として中楯栄治氏を推薦することについて議会の意見を求めるものです。

よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 孝君） ただいま議題となっております議案第144号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第144号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第144号 人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。

本案は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意されました。

日程第9 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（佐藤 孝君） 日程第9、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各委員長からお手元に配付したとおり閉会中の継続審査等の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査等に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査等に付することに決しました。

○議長（佐藤 孝君） これで本日の日程は全て終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） 令和3年第8回市議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

まずは本定例会に提案をいたしました議案につきましては、慎重審議をいただき、厚くお礼を申し上げます。本定例会におきましては、部制への組織改編に関わる行政組織条例の改正をはじめ、新型コロナウイルス感染症対策に伴う経費などのほか、急遽追加上程させていただいた子育て世代への臨時特別給付金の補正予算などについて議決をいただき、誠にありがとうございます。また、一般質問におきまして13名の議員から市政全般にわたり多くのご提言をいただきました。それらを参考に、今後の施策につなげてい

きたいと考えております。特に組織改編につきましては、将来の佐渡づくりに直結すると考えております。市民の皆様への負託に応えられる組織となるよう、最大の努力で取り組んでまいりたいと考えております。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、全国的には感染者数は低い水準が続いておりますが、県内では小学校関連のクラスターが発生するなど、局地的な感染が見られております。佐渡市では、3か月にわたり感染者の発生がなく、皆様の感染予防対策へのご協力に感謝申し上げます。また、感染予防につながるワクチン接種につきましては、2回目の接種から一定期間経過する方から3回目のワクチン接種について順次ご案内をさせていただいております。市民の皆様におかれましては、引き続きマスクの着用と十分な換気にご留意いただきながら、「新しい生活様式」を実践し、日常生活をお過ごしいただきたいと考えておるところでございます。

また、議会冒頭でもご報告いたしました、佐渡出身の朝乃若関が先場所の大相撲において2桁、10勝の好成績を挙げられました。本当にすばらしい活躍でした。トキの野生復帰のように、関取のさらなる飛躍を願い、JA佐渡と共にトキ認証米を今月12日にお贈りさせていただいたところでございます。あわせて、関取からも今後の活躍を誓うお言葉をいただいたところでございます。私ども、既に来場所への期待に胸がどきどきしておるところでございます。

佐渡金銀山の世界遺産登録の国内候補推薦につきましては、現在国から発表のスケジュール等が示されておられません。島民一緒になって、引き続き吉報を待っていきたくて考えております。

また、市内におきまして貴重な文化財が焼失する火災が続いて発生いたしました。市民の皆様のご生命が守られたことはほっとしておるところでございますが、文化財の焼失は佐渡の大きな損失につながるものと考えております。市民の皆様には、これから冬の季節、くれぐれも火の取扱いにつきましてご注意をお願いし、やはりまずはご自身の生命、そして財産、そして大事な思い出も火災からしっかりと守られるようにお力添えをお願いしたいと考えているところでございます。

防災拠点庁舎建設事業につきましては、今定例会において庁舎建設に関連する契約案件の議決をいただきました。新しい年に入りますと、庁舎建設に向けた本格的な工事が始まります。周辺にお住まいの皆様には大変なご迷惑をおかけすることもあるかもしれませんが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

結びになりますが、年末年始を間近に迎え、何かと慌ただしい時節柄となりました。議員の皆様、市民の皆様におかれましては、健康にくれぐれもご注意いただき、よりよい新年をお迎えくださいますようご祈念申し上げ、本定例会の閉会のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（佐藤 孝君） 以上で会議を閉じます。

令和3年第8回（12月）佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 3時46分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 佐 藤 孝

署 名 議 員 山 本 卓

署 名 議 員 中 村 良 夫